

旧条文	新条文
<p>第14条 (立替払契約の取消または解除等) 2. 前項に該当した場合、JCBはパーク24に対し、JCB所定の方法により通知するものとする。また、かつ Times PAY 加盟店が取消または解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合 (パーク24が代理して受領している場合を含みます。) には、パーク24およびTimes PAY 加盟店は、連帯して、直ちにこれを JCBに返還するものとします。また、この場合、JCBは当該立替払金を次回以降にパーク24または当該Times PAY 決済サービス加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。この差し引き精算ならびに <u>第20条第4項、第21条第2項および第23条第2項(2)</u> その他本契約等に基づきJCBが行う差し引き精算は、対象となる次回以降の立替払契約に当該Times PAY 加盟店による売上債権が含まれているか否かおよびその金額のいかんにかかわらず、JCBのパーク24に対するTimes PAY 加盟店に対して支払う立替払金全額を対象として行うことができるものとします。</p>	<p>第14条 (立替払契約の取消または解除等) 2. 前項に該当した場合、JCBはパーク24に対し、JCB所定の方法により通知するものとする。また、かつ Times PAY 加盟店が取消または解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合 (パーク24が代理して受領している場合を含みます。) には、パーク24およびTimes PAY 加盟店は、連帯して、直ちにこれを JCBに返還するものとします。また、この場合、JCBは当該立替払金を次回以降にパーク24または当該Times PAY 決済サービス加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。この差し引き精算ならびに <u>JCB加盟店規約第15条第7項、JCB加盟店規約第16条第3項およびJCB加盟店規約第18条第2項(2)</u> その他本契約等に基づきJCBが行う差し引き精算は、対象となる次回以降の立替払契約に当該Times PAY 加盟店による売上債権が含まれているか否かおよびその金額のいかんにかかわらず、JCBのパーク24に対するTimes PAY 加盟店に対して支払う立替払金全額を対象として行うことができるものとします。</p>